

知と交流の拠点施設整備基本設計業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

令和8年1月  
四日市市

## 目次

1. 業務の目的 .....	3
2. 実施要領等の構成.....	3
3. 業務委託の概要 .....	3
4. 参加資格 .....	4
5. 審査の流れ .....	8
6. スケジュール.....	9
7. 手続等に関する事項.....	10
8. 資格の喪失に関する事項 .....	13
9. 結果の公表.....	13
10. 整備手法 .....	13
11. その他の留意事項 .....	13
12. 窓口・お問い合わせ先.....	14

## 1 業務の目的

中心市街地の市役所北側民有地において、知識や情報、人に会える滞在型図書館を核とし、市民の創造・交流活動の場となる多目的ホール、カフェ等を組み合わせた、滞在型の知と交流の拠点施設（以下、「本拠点施設」という。）の整備に向け、市民ワークショップを開催し意見をいただきながら、基本設計を行う。

本拠点施設については、都市計画決定（令和9年1月頃）及び都市計画事業認可の取得（令和9年3月頃）を予定しており、基本設計を進めながら、三重県等の関係機関との協議・調整を行う必要がある。

また、整備手法については、本プロポーザル公告時点では実施設計からの「デザインビルド方式（設計施工一括発注方式）」を想定しているものの、今後、別途発注を予定している「発注支援業務」と調整を図りながら、関係者等の意見を聞いた上で、想定される今後の情勢を踏まえ総合的に判断するものとしている。

このため、設計者には、滞在型図書館を核とした複合型公共施設の設計に関する豊富な知識・経験に加え、市民意見を反映しながら設計をまとめる企画力・技術力、関係機関等との高度な調整能力が必要となる。

本要領は、このような能力を有し、四日市市に適した「知と交流の拠点施設整備基本設計業務」を委託するのに最も適した者を「公募型プロポーザル」で選定するために必要となる事項を定めるものとする。

## 2 実施要領等の構成

プロポーザルの条件を示す資料は、本実施要領のほか、次のとおりとする（本実施要領と次の資料を総称し、以下、「実施要領等」という。）。

- (1) 知と交流の拠点施設整備基本設計業務に係る公募型プロポーザル審査要領
- (2) 参加表明書等作成要領
- (3) 技術提案書等作成要領
- (4) 知と交流の拠点施設整備基本設計業務に係る公募型プロポーザル様式集
- (5) 特記仕様書及び共通仕様書
- (6) 知と交流の拠点施設整備方針

## 3 業務委託の概要

### (1) 業務名称

知と交流の拠点施設整備基本設計業務

### (2) 業務内容

中心市街地拠点施設整備基本計画（平成30年1月策定）に基づき、基本設計の実施に関する業務とする。詳細については、別紙「四日市市建築設計業務特記仕様書」及び「知と交流の拠点施設整備基本設計業務委託 特記仕様書」（以下、「特記仕様書」という。）によるものとする。

### (3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日（木）まで

### (4) 限度額

金 227,604,300 円（消費税及び地方消費税を含む。）

#### 4 参加資格

参加表明書等を提出する者（以下、「応募者」という。）は、単体企業又は設計共同体とし、設計共同体の場合で特別の記載がないものは、そのすべての構成員が、次のすべての要件を満たさなければならない。

- (1) プロポーザル実施公表の日において、四日市市請負工事入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）の「建築関係コンサルタント」に登録されているもの。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア. 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
  - イ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当する者
  - ウ. 知と交流の拠点施設整備基本設計業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の委員が自ら主宰し、又は役員もしくは顧問として関係する営利人、その他営利組織及び当該組織に所属する者
- (3) この公告をした日から最も優れた応募者（以下、「最優秀者」という。）を特定した日までの間、四日市市請負工事の一般競争入札発注基準及び指名競争入札参加者選定要綱（平成21年四日市市告示第279号）による入札参加停止の措置（以下、「入札参加停止」という。）又は四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成28年2月12日告示第38号）による入札参加除外の措置（以下、「入札参加除外」という。）を受けている期間がない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。なお、単体企業および設計共同体の代表構成員は、一級建築士の資格者が3人以上在職していること。
- (7) 日本国における以下の建築物に関する業務を完了した実績を有すること。なお、設計実績については、単体企業で行ったもの又は共同企業体（※1）代表構成員として行ったものに限る。ただし、設計・施工一括で受注した業務で、構成員として主たる設計を担ったことが確認できる設計実績については、評価対象とする。
  - ・過去15年以内（平成22年度以降）に、同種（※2）の用途を含む延べ面積2,000m<sup>2</sup>以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物に係る新築の基本設計又は実施設計に関する業務実績。
  - ・対象業務の中に、意匠設計、構造設計、設備設計の一連が含まれている業務のみを対象とする。

※1 「共同企業体」とは、設計共同体、又は設計・施工の異業種JVをいう。

※2 「同種」とは、図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、又は学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学の図書館をいう。以下、この要領において同じ。

(8) 配置予定技術者に対する要件は、以下のとおりとする。

配置予定技術者は次の条件を満たすものを各1人配置することとし、本プロポーザルにおける管理技術者と各担当技術者の兼任は認めない。また、配置予定技術者を、協力事務所から配置することは認めない。なお、配置予定技術者の変更は、原則として認めない。ただし、病気、死亡、事故、退職等、やむを得ない事情により変更が必要な場合は、当初の配置予定技術者と同等以上の者として本市が認める者を配置すること。

ア. 建築設計統括技術者（管理技術者）

(ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を建築設計統括技術者（管理技術者）又は建築意匠担当技術者として業務完了した実績を有すること。（前職での経験を含む。）

- ・過去15年以内（平成22年度以降）に、同種又は類似（※3）の用途を含む延べ面積2,000m<sup>2</sup>以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物に係る新築の基本設計又は実施設計に関する業務実績。
- ・同種と類似の用途を併せ持つ建築物の場合には、同種の用途を含む建築物1件の業務実績とする。（類似の用途を含む建築物の業務実績とはならない。）
- ・対象業務の中に、意匠設計、構造設計、設備設計の一連が含まれている業務のみを対象とする。

※3 「類似」とは、令和6年国土交通省告示第八号別添二に掲げる建築物の類型「十二 文化・交流・公益施設」の用途等第1類及び第2類（うち、同種用途を除く。）をいう。以下、この要領において同じ。

(ウ) 単体企業で参加する場合は自社に所属する者、設計共同体で参加する場合は代表構成員に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロポーザルの公告日において3か月以上継続した直接的な雇用関係があること。

(エ) 本業務が完了するまで、管理技術者として配置できる者であること。

イ. 建築意匠担当技術者

(ア) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を建築設計統括技術者（管理技術者）又は建築意匠担当技術者として業務完了した実績を有すること。（前職での経験を含む。）

- ・過去15年以内（平成22年度以降）に、同種又は類似の用途を含む延べ面積2,000m<sup>2</sup>以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物に係る新築の基本設計又は実施設計に関する業務実績。
- ・同種と類似の用途を併せ持つ建築物の場合には、同種の用途を含む建築物1件の業務実績とする。（類似の用途を含む建築物の業務実績とはならない。）
- ・対象業務の中に、意匠設計、構造設計、設備設計の一連が含まれている業務のみを対象とする。

(ウ) 単体企業で参加する場合は自社に所属する者、設計共同体で参加する場合は代表構成員又は構成員に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロポーザルの公告日において3か月以上継続した直接的な雇用関係があること。

ウ. 建築構造担当技術者

(ア) 建築士法第10条の3第1項に規定する構造設計一級建築士であること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を建築構造担当技術者として業務完了した実績を有すること。（前職での経験を含む。）

- ・過去15年以内（平成22年度以降）に、高さが16mを超える鉄骨造の建築物、又は高さが20mを超える鉄筋コンクリート造もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る新築の基本設計又は実施設計に関する業務実績。（建物の用途は問わない。）
- ・対象業務の中に、意匠設計、構造設計、設備設計の一連が含まれている業務のみを対象とする。

(ウ) 単体企業で参加する場合は自社に所属する者、設計共同体で参加する場合は代表構成員又は構成員に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロポーザルの公告日において3か月以上継続した直接的な雇用関係があること。

#### エ. 電気設備担当技術者

(ア) 建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士、又は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士であること。ただし、エ. 電気設備担当技術者と、オ. 機械設備担当技術者のいずれかは設備設計一級建築士であること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を電気設備担当技術者として業務完了した実績を有すること。（前職での経験を含む。）

- ・過去15年以内（平成22年度以降）に、同種又は類似の用途を含む延べ面積2,000m<sup>2</sup>以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物に係る新築の基本設計又は実施設計に関する業務実績。
- ・同種と類似の用途を併せ持つ建築物の場合には、同種の用途を含む建築物1件の業務実績とする。（類似の用途を含む建築物の業務実績とはならない。）
- ・対象業務の中に、意匠設計、構造設計、設備設計の一連が含まれている業務のみを対象とする。

(ウ) 単体企業で参加する場合は自社に所属する者、設計共同体で参加する場合は代表構成員又は構成員に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロポーザルの公告日において3か月以上継続した直接的な雇用関係があること。

#### オ. 機械設備担当技術者

(ア) 建築士法第10条の3第2項に規定する設備設計一級建築士、又は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士であること。ただし、エ. 電気設備担当技術者と、オ. 機械設備担当技術者のいずれかは設備設計一級建築士であること。

(イ) 日本国内における以下の建築物に関する業務を機械設備担当技術者として業務完了した実績を有すること。（前職での経験を含む。）

- ・過去15年以内（平成22年度以降）に、同種又は類似の用途を含む延べ面積2,000m<sup>2</sup>以上かつ地上部の階数が2階以上の建築物に係る新築の基本設計又は実施設計に関する業務実績。
- ・同種と類似の用途を併せ持つ建築物の場合には、同種の用途を含む建築物1件の業務実績とする。（類似の用途を含む建築物の業務実績とはならない。）
- ・対象業務の中に、意匠設計、構造設計、設備設計の一連が含まれている業務のみを対象とする。

(ウ) 単体企業で参加する場合は自社に所属する者、設計共同体で参加する場合は代表構成員又は構成員に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロポーザルの公告日において3か月以上継続した直接的な雇用関係があること。

カ. 積算担当技術者

(ア) ①②のいずれかの資格を有すること。

①公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築コスト管理士

②公益社団法人日本建築積算協会が認定する建築積算士

(イ) 単体企業で参加する場合は自社に所属する者、設計共同体で参加する場合は代表構成員又は構成員に所属する者に限る。なお、その者が各企業の社員である場合は、本プロポーザルの公告日において3か月以上継続した直接的な雇用関係があること。

(9) 設計共同体を結成して提案する場合は次の要件を満たしていること。

ア. 自主的に結成された設計共同体であること。

イ. 代表構成員は本要領4(1)から(7)に掲げる要件をすべて満たしていること。

ウ. いずれの構成員も、本要領4(1)から(6)に掲げる要件をすべて満たしていること。

エ. いずれの構成員も、単体企業又は他の設計共同体の代表構成員及び構成員として本プロポーザルに参加していないこと。

オ. 構成員は3者以内であること。

カ. 代表構成員の出資比率は最大であること。また、各構成員の最低出資比率は10%以上とする。

キ. 構成員間で締結した設計共同体協定書（様式A-5イ号）、委任状（様式A-5ロ号）を作成し、提出すること。提出場所、提出期限は、「7 手続等に関する事項」に記載のとおり。

## 5 審査の流れ

### (1) 参加表明書等の受付

上記4の要件をすべて満たす応募者が参加表明書等を提出し、事務局が参加資格を審査する。

### (2) 最優秀者の特定

参加資格要件を満たした応募者の中から、審査委員会が二段階審査方式で最優秀者および次順位の応募者（以下、「次点者」という。）を特定するための審査を実施する。

#### ア. 一次審査

審査要領に基づき、一次審査に係る評価項目を審査し、評価点の上位5者までの応募者を一次審査通過者として選定する。

一次審査結果については、一次審査終了後に応募者全員に文書で通知し、一次審査通過者には、二次審査に用いる技術提案書等の提出を要請する。なお、一次審査の点数と順位については通知しない。

#### イ. 二次審査

審査委員会が、一次審査通過者の行う技術提案書を補足するプレゼンテーションに対し、ヒアリング等を実施し、技術提案書及び参考見積書、ヒアリング内容を総合的に審査し、最優秀者と次点者を特定する。

なお、最優秀者の特定後、最優秀者に事故等があり、業務委託契約の締結に至らなかった場合には、次点者を業務委託契約候補者とする。

ただし、技術提案書の評価点が6割に満たない場合は、最優秀者及び次点者としない。

#### (ア) ヒアリング等

①出席者 配置予定の管理技術者及び建築意匠担当技術者を含み4名以内。

②方法 一次審査通過者に、一次審査結果通知書と併せて通知する。

#### (イ) 結果通知

審査結果については、文書で通知する。

## 6 スケジュール

本プロポーザルに係るスケジュールは次のとおりとする。なお、スケジュールは予定であり、変更等が生じた場合、四日市市公式ホームページ（以下、「本市ホームページ」という。）で公表する。

【本市ホームページ】<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/>

※市への提出書類の窓口受付は、期間中の土・日曜日、祝日を除く平日午前9時から午後5時までとする。

※受付期間最終日の受付時間については、午前9時から正午までとする。

※市への提出書類が期限までに提出されない場合の参加は認めない。

項目	日 時
プロポーザル公告日	令和8年 1月16日（金）
プロポーザル資料交付期間	令和8年 1月16日（金）から 令和8年 2月4日（水）正午まで
参加表明書等に関する質疑受付期間	令和8年 1月16日（金）から 令和8年 1月22日（木）正午まで （必着）
参加表明書等に関する質疑回答日	令和8年 1月29日（木）
参加表明書等の受付期間	令和8年 1月29日（木）から 令和8年 2月4日（水）正午まで （必着）
一次審査の結果通知 (技術提案書等の提出要請及び 二次審査の日時の通知)	令和8年 2月13日（金）
技術提案書等に関する質疑受付期間	令和8年 2月13日（金）から 令和8年 2月19日（木）正午まで （必着）
技術提案書等に関する質疑回答日	令和8年 3月2日（月）
技術提案書等受付期間	令和8年 3月23日（月）から 令和8年 3月30日（月）正午まで （必着）
二次審査日	令和8年 4月上旬から4月中旬
二次審査の結果通知	令和8年 4月下旬から5月中旬
契約締結	令和8年 5月中旬

## 7 手続等に関する事項

### (1) 提案内容

知と交流の拠点施設（新図書館等拠点施設）の整備方針、特記仕様書に記載する業務内容を踏まえ提案すること。

### (2) プロポーザル資料

ア. 本市ホームページからのダウンロードによる交付資料：プロポーザル説明書、特記仕様書、整備方針

イ. 窓口における貸与資料：中心市街地拠点施設整備基本設計書 一式、事業範囲（平面図）

- ・貸与資料（CD-R : 1枚）
- ・貸与を希望する場合は、借用書兼誓約書（様式1号）を記入・押印の上、紙媒体で提出すること。
- ・借用書兼誓約書の受付場所および貸与場所は「12 窓口・お問い合わせ先」と同じ。

### (3) 質問書の受付

ア. 受付場所：「12 窓口・お問い合わせ先」と同じ。

イ. 提出書類：質問書（様式2号）

ウ. 提出方法：電子メールによる。なお、電話での質問には応じない。

電子メール送信後、「12 窓口・お問い合わせ先」へ電話により到着確認をすること。

また、質問のない場合は、提出する必要はない。

様式2号を使用し、参加表明書等に関する質問と技術提案書等に関する質問は、用紙を別にして、「6 スケジュール」に記載する期間に提出すること。なお、技術提案書等に係る質問は一次審査通過者のみ提出できる。

### (4) 質問書に対する回答

回答は取りまとめのうえ、本市のホームページに掲載する。なお、回答内容については、実施要領等の修正又は追加と同等、若しくは置き換えるものとして扱う。

(5) 参加表明書等の受付

ア. 受付場所：「12 窓口・お問い合わせ先」と同じ。

イ. 提出書類：参加表明書等

- (a) 参加表明書（様式A－1イ号又はロ号）
- (b) 会社概要（様式A－2号）
- (c) 業務実績報告書（設計業務の実績）（様式A－3号）
- (d) 配置予定技術者の業務実績報告書（様式A－4イ号～様式A－4ヘ号）
- (e) 設計共同体協定書（様式A－5イ号）・委任状（様式A－5ロ号）
- (f) 添付書類一式（詳細は、参加表明書等作成要領を参照）

提出書類	提出部数	備 考
(a)～(f)	2 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(a)を表紙とし、番号順に重ねファイルに綴じること。</li> <li>・実績書類の該当箇所はマーカー等で強調すること。</li> <li>・添付書類は、指定された提出書類の直後に添付すること。</li> </ul>
(a)～(f) 電子データ	1 部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C D－R又はD V D－Rに参加者名を記載すること。</li> <li>・ディスク名称は「●●●（参加者名）_一次審査」とすること。</li> <li>・各様式とそれに添付する書類を1つのP D F形式で作成すること。</li> <li>・各P D Fデータの名称は「様式A－●号」とすること。</li> <li>・上記の各データを一式バインドし、様式名と添付する書類のP D Fデータ（しおり付き）も作成すること。データ名称は「●●●（参加者名）_参加表明書等」とすること。</li> <li>・ウイルスチェックを実施したうえで保存すること。</li> </ul>

ウ. 提出方法：持参又は郵送（令和8年2月4日（水）正午必着）

(6) 一次審査の結果通知（技術提案書等の提出要請及び二次審査の日時、場所の通知）

7 (4) で受けた参加表明書等により資格の確認及び一次審査を行い、一次審査結果通知書を交付する。また、一次審査を通過した応募者には技術提案書等の提出を要請するとともに、二次審査の日時、場所の詳細を通知する。

## (7) 技術提案書等の受付

ア. 受付場所：「12 窓口・お問い合わせ先」と同じ。

イ. 提出書類：技術提案書等

- (g) 技術提案申請書（様式B-1号）
- (h) 技術提案申請書（写し用）（様式B-1号写）
- (i) 技術提案書（コンセプト）（様式B-2号）
- (j) 技術提案書（業務実施方針）（様式B-3号）
- (k) 技術提案書（テーマ別提案）（様式B-4）
- (l) 参考見積書及び内訳書（任意様式）

No.	提出部数	備考
(g), (h)～(l)	2部	<ul style="list-style-type: none"><li>・(g)を表紙とし、番号順に重ねファイルに綴じること。</li><li>・A3版はA4版の大きさに折り込むこと。</li></ul>
(h)～(k)	10部	<ul style="list-style-type: none"><li>・匿名による評価を行うため、会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴ等は一切記載しないこと。</li><li>・A3版のまま、A4版に折り込まずに提出すること。</li></ul>
(g)～(l)	1部	<ul style="list-style-type: none"><li>・CD-R又はDVD-Rに参加者名を記載すること。</li><li>・ディスク名称は「●●●（参加者名）_二次審査」とすること。</li><li>・各様式とそれに添付する書類を1つのPDF形式で作成すること。</li><li>・各PDFデータの名称は「様式B-●号」とすること。</li><li>・上記の各データを一式バインドし、様式名と添付する書類のPDFデータ（しおり付き）も作成すること。データ名称は「●●●（参加者名）_技術提案書等」とすること。</li><li>・ウイルスチェックを実施したうえで保存すること。</li></ul>

ウ. 提出方法：持参又は郵送（令和8年3月30日（月）正午必着）

## (8) 参加を辞退する場合

一次審査通過者が、以降の参加を辞退する場合は、速やかに技術提案辞退届（様式3号）1部、持参、又は郵送（令和8年3月30日（月）正午必着）にて提出すること。

## **8 資格の喪失に関する事項**

- 次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失う。
- (1) 参加表明書等・技術提案書等の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかつたとき。
  - (2) 参加表明書等・技術提案書等の記載が、留意事項（各様式に記載）に適合しなかつたとき。
  - (3) 参加表明書等・技術提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が掲載されていなかつたとき。
  - (4) 本プロポーザルに参加する者及び関係者が、審査委員と接触、事前説明、事前連絡などの公正な審査を防げる行為をしたとき。
  - (5) その他不正な行為があつたと認められたとき。

## **9 結果の公表**

最優秀者及び次点者の名称、審査経過、二次審査に対する講評を本市のホームページで公表する。

## **10 整備手法**

整備手法については、本プロポーザル公告時点では、実施設計からの「デザインビルド方式（設計施工一括発注方式）」を想定しているが、最終的には、別途発注を予定している「発注支援業務」を基本設計と並行して進めながら、関係者等の意見を聞いた上で、今後の情勢を踏まえ総合的に判断するものとする。

## **11 その他の留意事項**

- (1) 応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにヒアリング等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。なお、本市は、応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用しない。また、情報を漏らさない。
- (3) 提出書類の知的所有権は、提出した者に所属するが、本市は選定作業等において、必要な範囲で複製を作成する場合がある。なお、提出された書類は、四日市市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 本市が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を本市の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (5) 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (6) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ本市が変更を認めたときはこの限りではない。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効とし、応募者は失格とする。
- (8) 上「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合には、参加資格を失うこととなる。また、提出された技術提案書は無効となる。
- (9) 提出書類に記載した配置予定技術者は、病気、死亡、事故、退職等の特別な理由があると認められる場合を除き、変更できない。やむを得ず変更する場合は、同等以上の技術者を配置すること。
- (10) 業務委託における業務内容については、プロポーザルの内容にかかわらず変更できるものとす

る。

(11) 本業務を受託した者が実施設計に参加することについて、現時点では、本業務の受託者であること  
を理由に制限する予定はない。

## 12 窓口・お問い合わせ先

(1) 所在地

〒510-8601 三重県四日市市諏訪町1番5号

(2) 担当部署

四日市市 政策推進部 政策推進課（本庁舎8階）

(3) 連絡先

電話：059-354-8112 FAX：059-354-3974

E-mail：[seisakusuishin@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:seisakusuishin@city.yokkaichi.mie.jp)

担当者：後藤